

平成23年3月16日
茨城労働局

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う茨城労働局の対応について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う茨城労働局の対応は、下記のとおりです。

記

1 県内各労働基準監督署、ハローワーク等の体制

茨城県内の、労働基準監督署、ハローワークの各種窓口は、現在のところ通常どおり業務を行っております。

ただし、一部の官署では、停電・断水等の影響により、通常のサービスを実施できない可能性があることをご了承ください。

2 震災の発生に伴う対策の実施

(1) 特別相談窓口の設置（別紙1）

今回被災された方々に係る労働・雇用面に関する各種相談に対応するため、県内の労働基準監督署、ハローワークに特別労働相談窓口を設置しました。受け付ける相談内容は、例えば次のとおりです。

- ①震災に関連した賃金・解雇等労働条件に関すること
- ②震災に関連した労働安全衛生に関すること
- ③震災に関連した労災保険の給付に関すること
- ④震災で事業が停止した事業場の労働保険料の申告・納付に関すること
- ⑤震災に関連した雇用保険の給付に関すること
- ⑥震災で被災した事業場における雇用維持等に関すること
- ⑦震災により離職した労働者に対する職業紹介に関すること
- ⑧緊急避難のための一時入居先としての雇用促進住宅の入居に関する
と

*①～④に関してのご相談は、最寄りの労働基準監督署へ

⑤～⑧に関してのご相談は、最寄りのハローワークへ

(2) 雇用保険の手続きについて（別紙2）

今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域（※）の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業手当を

支給できる特例措置を実施。また、失業給付を受給されている被災された方々の便を図るため、特例的に住所地以外のハローワークでも受給できるように実施。

※ 3/11現在の法適用地域は、水戸市など県下37の市町村が対象です。

(3) 労災保険の手続について

- ① 業務中に震災によって負傷した労働者及びその事業主に対して、労災給付手続が迅速にとられるように、事業場を管轄する監督署以外の監督署においても相談に応じます。
- ② 労災保険給付の請求に当たって、震災により被災労働者が所属していた事業場や療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、事業主や診療担当者の証明を受けることが困難な場合には、当該証明がなくとも請求書を受理する等各監督署で弾力的に運用します。
- ③ 新たに労災診療の対象となる方の請求手続について、所属事業場が焼失又は倒壊しており事業場の証明が得られない等の場合は、傷病労働者の氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生年月日、簡単な災害発生状況を任意様式で記載し、医療機関に提出すれば足りることとします。
- ④ 既に労災保険給付の対象であって療養を継続している方の転医の手続について、所属事業場が焼失又は倒壊しており事業場の証明が得られない等の場合は、労災保険制度の対象者であることの申し出、氏名、生年月日、住所等を医療機関が確認することにより受診できるものとします。

(4) 労働保険の納期限の延長について

労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。なお、県内の具体的な対象地域については、今後被災の状況を踏まえて決定していくこととしています。

「東北地方太平洋沖地震」に係る特別労働相談窓口一覧

茨城労働局

1 労働基準監督署

電 話

水戸	水戸市宮町 1-8-31	029-226-2237
日立	日立市幸町 2-9-4	0294-22-5187
土浦	土浦市中央 2-14-11	029-821-5127
筑西	筑西市下中山 581-2	0296-22-4564
古河	古河市東 3-7-32	0280-32-3232
常総	常総市水海道淵頭町 3114-4	0297-22-0264
龍ヶ崎	龍ヶ崎市川原代町 4-6336-1	0297-62-3331
鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1	0299-83-8461

2 ハローワーク

水戸	水戸市水府町 1573-1	029-231-6221
笠間	笠間市石井 2026-1	0296-72-0252
日立	日立市若葉町 2-6-2	0294-21-6441
筑西	筑西市成田 628-1	0296-22-2188
下妻	下妻市古沢 34-1	0296-43-3737
土浦	土浦市真鍋 1-18-19	029-822-5124
古河	古河市東 3-7-23	0280-32-0461
常総	常総市水海道天満町 4798	0297-22-8609
石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299-26-8141
常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295-52-3185
龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町 1229-1	0297-60-2727
高萩	高萩市本町 4-8-5	0293-22-2549
常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1	0299-83-2318

災害時における雇用保険失業給付等の特例措置について

茨城労働局では、東北地方太平洋沖地震にかかる激甚災害の指定に伴い、雇用保険の失業給付の支給に関して、次の特例措置等を設けています。

ハローワークへ来所出来ない雇用保険受給者のための 失業の認定日の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、東北地方太平洋沖地震のため、指定された失業の認定日にやむを得ず安定所に来所できないときは、失業の認定日を変更することができます。

指定された失業の認定日に安定所に来所できない方は、電話等により認定日に来所出来ない旨の連絡をしていただき、次回認定日の前日までに必ずハローワークへ来所ください。

※なお、次回認定日の前日までに来所しない場合には、雇用保険の基本手当の支給はできません。

交通の途絶などにより住居を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能な安定所において失業給付金を受給することができます。

激甚災害の指定に基づく支援策について

○災害時における求職者給付の支給に関する特例措置

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

・平成23年東北地方太平洋沖地震（長野県北部の地震など、東北地方太平洋沖地震に係る一連の地震を含む）による災害を受けた適用事業所に雇用される労働者の方（注1）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注2）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされた方（離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方も含む。）。

（注1）雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

（注2）災害により直接被害を受け休廃止した場合が対象となります。

（注3）この特例措置を受けた方は雇用保険を受給したとみなされます。

（これまでの被保険者期間の通算は行われません。）

3 制度利用にあたっての留意事項

・特例措置に係る手続き（休業証明書関係等）については、事業主が事業所を管轄するハローワークにおいて行うこととなります。

・本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたってはご留意をお願いします。

お問い合わせ先

この制度内容や手続など詳しいことは、お近くのハローワーク（公共職業安定所）または茨城労働局職業安定課雇用保険係（029-224-6218）にお問い合わせ下さい。